

マンション管理士試験に合格された皆様へ

一般社団法人東京都マンション管理士会
理事長 親泊 哲

難関のマンション管理士試験に合格された皆様、おめでとうございます。
合格までのご努力に対し、心より敬意を表します。

私共、一般社団法人東京都マンション管理士会は、マンション管理士の全国組織である一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」と記します。）が推進するマンション管理士会（会員会）の組織再編に応じ、東京都を本拠とするマンション管理士が加入する新たな団体として、2015年1月に設立されたマンション管理士の団体です。

会員のマンション管理士の人数は340名以上で、日管連の会員会中、最多の構成員を擁します。

会の事業の柱は、「マンション管理士制度の社会への定着」と「マンション管理士の業務活動に対する支援」です。

「マンション管理士制度の社会への定着」とは、制度の周知・普及に関する事業になり、その大半は東京都及び都内の区市のマンション施策の推進協力者となること（自治体等との連携）を通じて行われます。

会の設立以来、都内の自治体との連携が深まっており、特に、東京都との関係において、2017年度に「分譲マンション管理状況の評価基準の検討に係る調査」の業務を、2019年度に「管理適正化モデル事業」の業務を、それぞれ委託されています。

特に、2019年3月に制定された「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が本年4月から全面的に施行されるにあたり、会を上げて関連施策の推進に協力していくため、一人でも多くの当士会の会員が求められています。

「マンション管理士の業務活動に対する支援」とは、会員を対象とした研修、

会報の発行、各種専門委員会や研究会の運営を通じた会員の交流のほか、管理組合の依頼に応じた会員マンション管理士の紹介などの事業になります。

そして、上記の事業活動の範囲は、日管連が事業主体となる「国土交通省補助事業」や「マンション管理適正化診断サービス」にも及びます。

いずれの事業の推進についても、マンションが最も多い東京都にあって当士会の会員マンション管理士の担当件数が全国で最も多く、新たな担い手となる多くの会員が求められます。

また、管理組合に安心してマンション管理士を活用していただくための環境整備に関し、日管連の会員会に所属しているマンション管理士のみが加入資格を有する「マンション管理士賠償責任保険」の補償内容が近年大幅に充実したほか、第三者管理特約プランについては、2019年度から保険料が約20%引き下げられました。

特に、第三者管理（外部専門家の活用）との関係では、管理組合の依頼に応じて管理者や役員の任を担う会員会所属マンション管理士の万一の不正行為による管理組合財産の毀損に対し、日管連が1億円を上限として実際の損害額を補償する「管理組合損害補償金給付制度」の運用が2018年度からスタートしています。

マンション管理士として業務を展開するにあたり、日管連会員会の所属マンション管理士（当士会の会員）であることが大きな優位性につながることは、間違いありません。

マンション管理士としてデビューされる皆様には、ぜひ当士会の会員となられ、マンション管理士制度の知名度向上の一翼を担っていただくとともに、当士会が有するノウハウや諸制度をマンション管理士としての業務展開に役立てていただきたいと思っております。

なお、恒例の入会説明会については、登録を申請された方が最短でマンション管理士登録証を受領される2月から順次開催してまいります。

皆様の当士会へのご入会を心よりお待ちしております。

2020年1月